

## 動的映像資料データベース構築における標準目録規則・メタデータ

### 標準の考察と準用について

## Consideration and Application of Standard Cataloguing Rules / Metadata Standards for Constructing Moving Image Database

李 東真

Tongjin Lee

中央大学 文学研究科, 東京都八王子市東中野 743-1

Chuo University, 743-1 Higashi Nakano, Hachioji, Tokyo

あらまし:既存の動的映像資料(フィルム)を、情報資源として利用するためには、その組織化が必要である。その第一ステップとして、対象資料の目録・メタデータを作成し、それらを蓄積し検索するためのデータベースを構築することとした。目録・メタデータの作成に際しては、効率性、汎用性等の観点から、各専門家団体が提案する標準目録規則・メタデータ標準の準用が考えられる。各標準の特徴を踏まえ、採用の経緯と問題点について述べる。

**Summary:** For utilizing moving images as information resources, organizing these materials necessarily required. As a first step to achieve the objectives, we have begun by creating catalog / metadata, then constructing database for storing and retrieve the bibliographic data. In this project, we made a choice of application of several standard cataloguing rules / metadata standards set by expert groups because of its efficiency and versatility. In this paper, the how and why applying the standard rules and some issues of its process will be discussed.

キーワード:動的映像資料データベース、標準目録規則、メタデータ標準

**Keyword:** moving image database, cataloguing rules, metadata standards

### 1. はじめに

近年、歴史学を始めとする人文科学分野の研究で、動的映像資料を活用しようとする試みが注目されている。急速な技術発展に伴い大量に生成される動的映像を活用するための研究が盛んに行われているが、その一方でそれよりも以前に製作された映画フィルムを媒体とする動的映像資料を活用しようとする試みや活動も数多く存在する。

本研究の関心は、上記のような活動と同様、在日韓国・朝鮮人たちの営みを取めた動的映像資料の活用である。そうした動的映像資料の活用を図るためには、組織化が必要となるが、その最初のステップとして目録・メタデータを作成することとした。今回のケースにおいて、目録・メタデータの作成に独自の規則を設けるのかあるいは何らかの標準に準拠するのかという問題にはじまり、

準拠する目録規則の選定、エンコーディング方式やデータベース仕様などさまざまな検討を行い考察した。本稿では特に標準目録規則の選定とそれに至るまでの経緯について述べることにするが、まずは対象となった資料の収集・公開機関、出所などの概要について触れておきたい。

## 2. 資料の出所と収集・公開機関

### 2.1 動的映像資料の出所



図1 目録作成の対象となった映画フィルムの一部

本研究で対象とした資料の出所は、「総聯映画製作所」(以下、映画製作所)がこれまで制作した作品およびその他の資料である。映画製作所の創立は、1974年2月1日であるが、その前身となる組織および起源は1945年10月であるとされている。そのときから始まった映画フィルムを用いた映画製作は、ビデオによる製作へと完全移行する1993年まで続けられ、その結果として蓄積された映画フィルム、音ネガ(いずれも重複資料を含める)などの資料の総数は約4000点に及ぶ<sup>1</sup>。

### 2.2 資料の収集・公開機関

<sup>1</sup> 映画製作所の顧問である呂は、山形国際映画祭2005の特集カタログ『日本に生きるということ—境界からの視線』の中で、前身となる組織は1951年の在日朝鮮映画人集団(映集)であるとしたうえで、さらにその起源を辿れば、1945年10月に結成された在日本朝鮮人連盟(朝聯)の教育文化部に設置された「映画課」であると述べている。

在日朝鮮人関連の動的映像資料を希求する研究者や映像制作者らの要望に応えるためには、資料を収集・保管・整理・公開するための情報センターの存在が不可欠である。本ケースでその役割を担うのが「在日朝鮮人関係資料室」である。

「在日朝鮮人関係資料室」は、在日朝鮮人研究の研究拠点の構築を目指し、在日朝鮮人運動に関わる資料を収集・整理・公開を目的として2012年7月7日に設立された。資料室設立の際に中心的役割を担った金は、「資料室」の開設は、在日朝鮮人関係の資料を収集保存、公開することによって、在日朝鮮人関係の研究ならびに教育に資することにある。将来的には、事業内容を在日朝鮮人の史資料の収集、保存、管理、電算化、展示、調査及び研究にまで拡大し、在日朝鮮人に関する総合的な研究拠点の構築を目指していきたいと考える」と述べたうえで、資料の発行時期、発行元やジャンル、資料の媒体や形式を限定せず、証言記録を始めとする音声記録、映像記録も積極的且つ網羅的に収集していくとした<sup>2</sup>。

表1 公開を予定している資料

作品名	号	制作年/制作時期	カラーステータス
労働ニュース	1号~13号	1945年~1947年	白黒
民権ニュース	1号	1953年	白黒
総連時報	1号~124号	1959年~1985年	白黒(1号(1959)~113号(1973)) カラー(114号(1979)~124号(1985))

その取組みの一環として、在日朝鮮人関係資料室で収集された動的映像資料のうち、デジタル化された一部の資料(表)を今年度内に公開する運びとなった。

## 3. 動的映像資料のための標準目録規則とその準用

### 3.1 標準の準用に至るまでの経緯

今回のケースで対象とした動的映像資料の組織

化にあたり、さまざまな文献を参考とした。日本における動的映像資料の組織化に関する研究にはさまざまなものがあるが、その中でも特に注目したのは、動的映像資料の目録について記した文献であった。

目録作成作業に際して参考にした文献として、児玉の『映像資料の目録法』がある。児玉は、映像資料とは図書・雑誌などに比べアクセスが容易でないとしながら、主に北米における目録規則の現状について報告している。その中で北米のフィルムアーカイブで使用されている標準目録規則の種類に触れながら、複数の目録規則、独自の規則を組み合わせて使用するケースが多いとする一方、放送局アーカイブでは独自の規則のみを使用しているケースもあることが示されている<sup>2)</sup>。

独自の規則を用いるケースあるいは標準目録規則やそれらを組み合わせて用いるケースがあったが、動的映像資料の目録・メタデータの作成について扱った文献では、独自の規則は避け標準規則を用いるよう推奨している。

表 2 目録作成における標準規則に基づく作成と独自の規則に基づく作成の比較

独自の目録規則の準拠と応用	標準目録規則の準拠
規則の成文化と記述方法が詳細に明確に示されれば可	一貫性 ① 規則に合うことで一貫性は保たれる
書誌的事項や規則などを資料の特性に合わせて自由に設定できる	柔軟性 △ 要求に応じて変更は可能だがそれを成文化する作業が必要になる
増減した書誌事項が対応しきれない可能性がある	継承性 ② 本件やそれに類する書籍も多数あり、それらを含めなければならない
(少人数であれば) 独自に考慮するため、習得時間はないに等しい	習得時間 △ 目録規則などに關する知識が必要であり習得するには一定の学習期間が必要である
書誌的事項・規則・エンコーディング方式などをすべて定める必要がある	強申込 ③ 既成のものを使うので柔軟性が低い

その中で概ね議論されるのは、統一性と一貫性 (uniformity and consistency)、相互運用性 (interoperability) である<sup>3)</sup>。さらに、メタデータを例にとれば、属性集合、属性値型集合、構造的制約、実現形式などさまざまな取り決めが必要

であるため、効率性の面からも標準を使用するよう主張している<sup>4)</sup>。

一般的な効果に加えて、今回のケースで特に重要な指摘として注目したのは、標準を使用することによる、継承性の効果であった。今回のように、資料を活用しようとする試みは過去にあったようである。しかしながら、担当者の異動やプロジェクトの打ち切りなどの諸事情により、整理作業が途中で停止してしまうケースが散見され、それによって作業の引き継ぎが十分に行われなかったという指摘が、資料の管理者からあった (表 2)。こうした背景を鑑みた場合、継承性の効果も期待できたことから、目録作成において標準規則の準用を検討することにした。

### 3.2 選定対象となった標準の種類

こうした経緯により、目録の作成には何らかの標準規則を準用することとしたが、動的映像資料の目録法には、さまざまな専門家団体によって数多くの目録法が提案されている。今回のケースでは、汎用性、記述特性あるいは管理者らの要件に応じて目録規則を選定することとした。その観点から、今回選定の対象となったのは日本目録規則、英米目録規則、FIAF 目録規則の 3 種類であった。

表 3. 各標準目録規則の書誌的事項の対応

日本目録規則	英米目録規則	FIAF 目録規則
1.1 タイトルと責任表示に関する事項	2.1 タイトルと責任表示に関する事項	2.1 タイトルと責任表示に関する事項
1.2 版に関する事項	2.2 版に関する事項	3. 製作、編集に関する事項
1.3 資料の種類または刊行形式の決定に関する事項	2.3 資料の種類または刊行形式に関する事項	2. 2.1 タイトルと責任表示に関する事項
1.4 脚注に関する事項	2.4 脚注に関する事項	4. 制作に関する事項
1.5 脚注に関する事項	2.5 脚注に関する事項	3. 1.1 タイトルと責任表示に関する事項
1.6 シリーズに関する事項	2.6 シリーズに関する事項	5. シリーズに関する事項
1.7 脚注に関する事項	2.7 脚注に関する事項	7. 脚注に関する事項
1.8 標準番号、入手条件に関する事項	2.8 標準番号と入手条件に関する事項	
	2.9 脚注に関する事項	

日本目録規則で初めて動的映像資料がとりあげられたのは 1965 年のことであるが、最新版の日本目録規則 1987 年版 (以下、NCR) の第 I 部「記

述」の第7章「映像資料」で、動的映像資料を記述するための規則が設けられている。日本目録規則の「映像資料」の書誌的事項は、8つのエリアおよびその下の書誌要素からなる。日本目録規則における「映像資料」は、7.0 通則で「再生装置によって表出する資料(映画フィルム、ビデオ録画、スライド、フィルムストリップ、トランスペアレncyーなど)」と規定されている。よって動的映像資料は「映像資料」の中の1つという位置づけになる<sup>5)</sup>。

もう一つの標準目録規則として『英米目録規則第2版(Anglo-American Cataloging Rules, 2nd ed.)』(以下、AACR2)がある。1967年に初版が刊行され、1978年に第2版が刊行された英米目録規則においては、第7章「映画およびビデオ録画」で動的映像資料を記述するための規則が設けられている。英米目録規則における動的映像資料の規則は、9つのエリアおよび各エリアの下の書誌要素から構成されている。日本目録規則が動的映像資料を「映像資料」の一部と規定する一方で、AACR2では「映画およびビデオ録画」として独立的に扱いその記述のための規則を設けている<sup>6)</sup>。

もう一つ比較対象としたのが、国際フィルムアーカイブ連盟が作成したFIAF目録規則である。国際フィルムアーカイブ連盟は1968年にカタログングコミッションを設立し、その成果として1979年に『フィルム目録』(Film Cataloging)を作成した。その後、1991年に『フィルムアーカイブのためのFIAF目録規則(The FIAF Cataloging Rules for Film Archives)](以下、FIAF目録規則)を作成し、これがフィルムアーカイブにおける国際標準となっている。FIAF目録規則の書誌的事項は、7つのエリアと書誌要素から構成されている<sup>7)</sup>。

### 3.3 各標準の比較

各標準目録の選定にあたり配慮した点は、記述単位、形態的記述の精粗、作品外資料の取り扱いの3点である。この点に注目し、NCR、AACR2、FIAF目録規則を詳細に検討するとそれぞれ異なる特徴を持っていることがわかる。

その顕著な差の一つとして挙げられるのが記述単位である。NCR、AACR2はアイテムを一つの単位とする一方で、FIAF目録規則では、コンテンツを一つの単位として捉える。要するに、同じ作品に対して二つの媒体がある場合(例えば、映画フィルムとDVD、ビデオ)、前者二つの規則に基づけば2つのレコードが作成され、FIAF目録規則に基づけばレコードの中の形態的記述エリアで繰り返しその媒体が記述されるため、一つのレコードのみが作成されることになる。

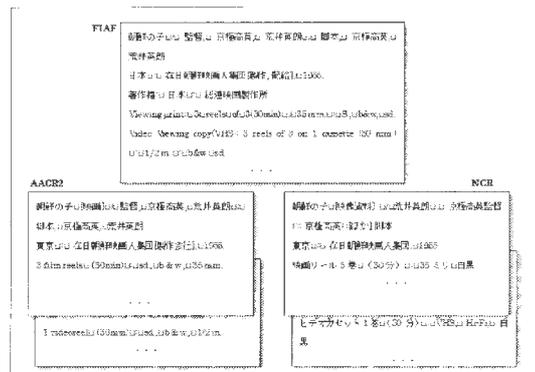


図2 媒体が異なる同一作品の記述例

次のポイントは、動的映像資料の形態的記述の方法である。図書館において使用される標準目録規則では、動的映像資料の形態的記述は図書との整合性が考慮されるため、形態的記述を詳細に記述するには限界があるとされている。特にNCRではそうした背景が顕著に表れており、動的映像資料の形態的記述はシンプルである。

一方、AACR2やFIAF目録規則では、形態的特性を詳細に記述するための標準規則が設けられて

おり、特に後者の FIAF 目録規則を例にとると、動的映像資料の素材（例：アセテート、ナイトレート、ポリエステルなど）、フィルムの種類（例：オリジナルネガ、マスターポジなど）など、記述に用いる用語が明示されており、保存環境や資料の対処に必要となるデータを十分に収められるよう配慮がなされている。

もう一つのポイントは作品以外の資料の扱いである。NCR では、作品外資料の扱いについて具体的に示されていないようであるが、一方の AACR2 では、7.0.A「適用範囲」であらゆる種類の映画およびビデオ録画を適用するとし、完成品の映画フィルムとテレビ番組、編集もの(compilation)、予告編(trailers)、ニュース放送(news casts)とニュース映画(news films)、ストックショットおよび未編集資料も記述の範囲に含んでいる。その記述方法については 7.1B2「未編集資料とニュース映画」で「未編集資料、ストックショットやニュース映画に対して補記するタイトルには、画面に現れる主要な要素のすべて（例えば、事・出来事の場合、人物および主題）を、それが現れる順序で記載する」としている。FIAF 目録規則でも 1.5「Item without a title」において、未編集の資料やホームムービーなどを記述する方法が示されている。

標準目録規則を比較すると、それぞれの差異が見て取れるが、こうした点を踏まえて準用する標準目録規則の選定を行った。

#### 4. FIAF 目録規則の準用による目録作成

本稿で対象となった動的映像資料群は、その取扱いにおいてより厳密な形態的な記述が必要とされた。それに加えて、作品資料のみならず、未編集の資料や編集の段階で切り離されたアウトテイク（図 3）など、一定の文脈を持たない資料も目録

に含める必要があったため、その時点で、準用する目録規則は、必然的に AACR2 と FIAF 目録規則の 2 つに絞られた。



図 3 未編集資料（夜間学校で学ぶ人々の様子）

さらに、実際に図 2 で示したように、AACR2 と FIAF 目録規則に基づいた記述例を提示し、どちらが機関の要件に適合しているのか検討したところ、貴重な資料は新たな媒体が登場する度に変換されていること、また資料を閲覧するために新たに DVD や Blue-ray Disc などの媒体へと変換される可能性を考慮する必要があったことから、媒体が異なる同一資料を一目で把握できる FIAF 目録規則を使用した記述例が最善であるとされた。

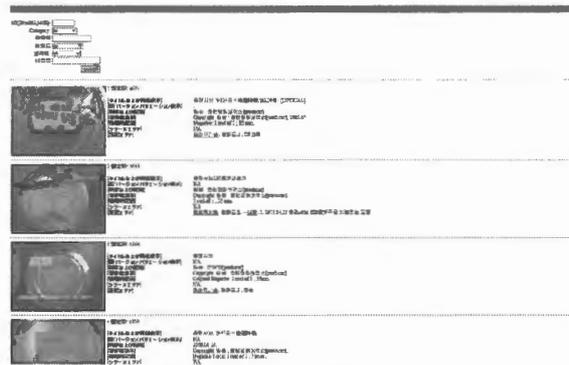


図 4 資料の検索画面

よって、今回のケースでは FIAF 目録規則を採用し目録を作成し、簡易的な検索システムを構築したのである（図 4）。

#### 5. まとめと今後の課題

様々な目録法がある中、FIAF 目録規則が今回の要件と合致したため、それを準用し目録を作成し

た。こうして、資料への最低限のアクセスと資料を管理するためのツールが提供されることになったが、その一方で今後の活用に向けて解決すべき問題も明らかになった。

動的映像資料の組織化に取り組み始めたのは2011年であるが、資料の公開機関である「在日朝鮮人関係資料室」の創立が2012年であったため、目録作成作業の検討を開始した当時は、そうした公開機関との連携は考慮されていなかった。こうした背景により、いくつかの問題が生じている。

その一つは、公開機関との整合性の問題である。出所となる機関では、映画フィルムの具体的な形態的記述などのデータが必要な一方で、公開機関あるいはその利用者の目的はデジタル化された動的映像資料の管理あるいは閲覧が主な目的であるため、これまでに作成した目録は情報過多、あるいは項目によっては不十分であることが指摘されている。

もう一つの課題として、動的映像資料の歴史的価値を鑑みれば、それらは文献などと共に検索し同時に閲覧できる方が、利用者にとっては便利なのではないかとの指摘も受けている。

上記の指摘はデジタル化された資料の検索・閲覧システムの提供、ウェブ上での公開をも考慮に入れたものである。よってこうした文脈では「メタデータ」をいかに作成するか、あるいはどのような方法で変換するのが焦点となる。手順としては、公開機関側で作成される資料の目録あるいはメタデータとのマッピングを行ったうえで、検索・閲覧システムを構築することなどが考えられる。

今後もこうした指摘や新たな問題が生じることと予想されるが、資料の管理者や利用者の要求に応えられるよう、議論や検討を重ねることで、諸問題の解決に努めていきたい。

#### 主な参考文献

- 1) 金哲秀:「朝鮮大学校朝鮮問題研究所センター 附属 在日朝鮮人関係資料室の所蔵資料について」. 朝鮮大学校学報, Vol.23, pp6-20, 2013.
- 2) 児玉優子:「映像資料の目録法」, アートドキュメンテーション通信, no60, pp.4-6, 2004.
- 3) Yee, Martha. "Moving Image Cataloging: How to Create and How to Use a Moving Image Catalog." Libraries Unlimited, 2007.
- 4) Cox Mike., Mulder, Elen and Tadic, Linda. "Descriptive Metadata for Television: An End-to-End Introduction." Focal Press. 2006.
- 5) 日本図書館協会目録委員会編. 日本目録規則. 日本図書館協会, 2006.
- 6) 米国図書館協会ほか制定; Gorman, Michael and Paul W. Winkler 共編. 英米目録規則第2版日本語版. 日本図書館協会, 1982.
- 7) Harrison, Harriet W., ed "The FIAF Cataloging Rules for Film Archives." Munchen : K.G. Saur, 1991.